

入札時積算数量活用方式の概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを**契約事項**とする。

【入札時公開資料】

【設計図書】

現場説明書

仕様書

図面

入札公告・現場説明書
「入札時積算数量書活用方式」の
対象工事である旨等を明記

現場説明書別添

入札時積算数量書

入札

提出

入札参加者

工事費内訳書

入札参加者は、発注者が示す入札時積算数量書の積算数量を活用
※入札時積算数量書の活用は入札条件ではない

入札時積算数量書を、
契約書に位置付け
(参考資料ではない)

【契約】

【設計図書】

現場説明書

仕様書

質疑回答書

図面

【工事請負契約書】

第18条の2

「**入札時積算数量書**」に
疑義が生じた場合の確認
の請求、受発注者の協議、
訂正等について明記

第18条の2第2項

前項(受注者からの確認の請求)は、**入札時積算数量書**における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した**工事費内訳書**における当該数量が同一であると確認できた場合のみ行うことができる

積算数量に疑義

必要に応じて、協議を行い、
「入札時積算数量書」を訂正

必要に応じて、
請負代金額の変更

入札時積算数量書に基づき
工事費内訳書を作成した受注者は、
契約後14日以内に**積算根拠**を提出